

農林業に係る今後の損害賠償の案等への意見に対する国、東京電力等からの回答

福島県原子力損害対策協議会

1 農林水産業関係

NO.	団体名	項目	意見	回答
1	JAグループ東京 電力原発事故農 畜産物損害賠償 対策福島県協議 会	農林業 営業損害 その他	見直し案は、JAグループ協議会が要求した事項が概ね反映された内容であると判断し、12月21日開催の本協議会臨時総会で、見直し案を受け入れることを決定した。 なお、今後の避難指示区域内の3倍の支払い方法や3倍を超える賠償金の算出方法等、また、避難指示区域外の30年1月以降の賠償方法等の協議・検討においては、見直し案に記載の通り、農業関係団体等の意見をしっかりと踏まえ、真摯に対応すること。 損害賠償の取り組みと併せ、自民党復興加速化本部から国に対して申し入れのあった、避難区域内の営農再開へ支援策の充実や県産農畜産物の風評対策など、確実な実践に期待する。	<p><東京電力> 避難指示・出荷制限等に係る賠償につきましては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払させていただくとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。 避難指示区域外においては、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえううえで、遅くとも平成29年末までに内容を確定させたいと、平成30年から適用させていただきます。</p> <p><国> 国は、福島県の営農再開に向けて、引き続き、福島相双復興官民合同チームの営農再開グループに参加して、市町村における農業者の意向把握や地域農業の将来像の策定を支援します。 また、その将来像の実現に向けて、除染の進捗状況に合わせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地の保全管理、鳥獣害防止対策、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策、農業用機械・施設のリース導入、新たな農業への転換等を支援します。 避難指示の解除や帰還困難区域における特定復興拠点の整備等の状況も踏まえながら、今年7月から実施してきた認定農業者への個別訪問活動のフォローアップと個別訪問する農業者の対象拡大で丁寧な課題を把握し、28年度補正予算で措置した個別農業者の農業用機械・施設、家畜の導入等に対する支援、農地の紹介等により支援の充実に努めます。 平成29年度予算においては、新たに、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援するための予算を計上しています。 具体的には、生産段階では、生産者の第三者認証GAP等の導入、有機農産物等の環境にやさしい農産物の生産拡大、水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化による付加価値向上などに必要な取組を支援します。また、農林水産物等の放射性物質の検査、米の全量全袋検査などの産地の自主検査と結果の公表を支援します。 流通・販売段階では、販路開拓等に必要なコンサルティングによる指導を支援します。また、量販店の販売コーナーの設置、ポイントキャンペーンの実施、商談会の開催等を支援します。これらに加えて、流通段階の風評被害の実態と要因の調査を実施します。</p>

NO.	団体名	項目	意見	回答
2	福島県農民運動連合会	農林業 営業損害	素案の再考は、「農林業関係者の皆さまから」の意見と「自由民主党東日本大震災復興加速化本部長」からのご指導がその理由となっているが、賠償方法の見直しは誰がどのような手順で決めるのか。また、原子力損害賠償紛争審査会の役割はどうなっているのか聞きたい。	<p><東京電力> 今回ご提案させていただいた見直し案につきましては、中間指針等の内容や趣旨を踏まえ、国等ともご相談させていただきながら、弊社にて作成したものであります。</p> <p><国> 今般の福島の原子力損害賠償に関しては、原子力損害賠償紛争審査会においては、類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や損害項目の目安として、指針を策定し、東京電力においては、当該指針を踏まえ、公正かつ迅速な賠償を進める旨表明していると承知しています。 審査会としては、これまで、東京電力の賠償状況等を適切に確認しており、文部科学省としても、関係省庁と連携して、被災者に寄り添い、公平かつ適切な賠償が迅速に行われるよう見守ってまいります。</p>
3	福島県内水面漁業協同組合連合会	農林業 営業損害	今回の損害賠償案の見直しについては、しっかりした見直し案になり承諾してほしい。 ベースの考えとして水産業へも流用されるため。	<p><県> 農林業に係る今後の営業損害の賠償につきましては、原子力損害対策協議会の要望・要求を踏まえ、一定の見直しがなされたものと受け止めております。 東京電力においては、全体会議で出された意見を含め、構成員から寄せられた意見を真摯に受け止め、損害がある限り賠償を行うことを基本に、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきと考えております。</p>
		その他	当方は内水面水産業として、今回の見直し案については、かなり注目している。また、現状の損害賠償についても不満があり、傘下の組合については、仮払いのみしか受け取っていない組合すらある。 なお、賠償センターによっては、指針の部分はしっかりした内容の説明等があるが、細かな部分については、担当者レベルでの采配ではないかと思われる事案もあり『当初はとか内部で精査したところ』的な後出しジャンケンで東電の良いように決められてしまうのであれば、言いようのない不快感しかない。 是非ともこの様な対応はやめて頂き、当初決まったものはそのままに賠償として扱ってほしい。	<p><東京電力> 頂戴いたしましたご意見等も踏まえ、被害の実態に即した賠償が行えるよう、漁業関係者さまの実情を丁寧にお伺いしながら、真摯に対応させていただきます。</p>
4	いわき市中央卸売市場協会	農林業 営業損害	避難指示区域外の賠償について、平成29年1月から1年間を目途に現行の賠償を継続し云々では受け入れ難く沿岸漁業が未だ試験操業の状況にあり、避難など7万人の商圏喪失により、風評と営業損害を同時に被っているいわき市中央卸売市場としては、30年以降も見通しの付く時点まで、現行の賠償を継続することを求める。	<p><東京電力> 漁業者さまに係る今後の賠償につきましては、現在、漁業関係者さまの実情をお伺いしているところであり、引き続きご事情を丁寧にお伺いさせていただきます。</p>
5	福島県森林組合連合会	農林業 営業損害	賠償が2年から3年になったための合意ではない。あくまでも損害が続く限り賠償するとの意見に合意するものである。	<p><東京電力> 弊社といたしましては、損害のある限り賠償するという方針に変更はなく、加えて、林業者さまの営林再開に向けたご努力を今後とも強力に後押しするとの考え方にに基づき、引き続き、適切に賠償をお支払いさせていただきます。</p>

NO.	団体名	項目	意見	回答
5	福島県森林組合 連合会	農林業 営業損害	避難指示区域内の森林組合においては、従来どおり、1年ごとの請求で行いたい。	<p><東京電力> 営林再開や損害解消にあたっては、一定の資金を確保することが有用であると 考えられることから、一定のまとまった金額を早期にお支払いし、お役立ていた きたいと考え、年間逸失利益の3倍相当額をお支払いさせていただきます。 そのうえで、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評 被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご 事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が 今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた 方式によって、適切にお支払いさせていただきます。</p>
		その他	従来の損害賠償請求について、決定するまで時間がかかりすぎているのではな いか。	<p><東京電力> 頂戴いたしましたご意見等も踏まえ、迅速かつ適切な賠償が行えるよう真摯に 対応させていただきます。</p>

2 商工業・経済・専門サービス業関係

NO.	団体名	項目	意見	回答
1	福島県中小企業 団体中央会	その他	一括賠償については、事故との相当因果関係の確認にあたり、現地体制の強化により実態把握に努め、統計データを一律に適用したり過大な負担となる資料作成・提出を求めず、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても対応すること。	<東京電力> 相当因果関係の確認におきましては、ご請求者さまに証明書類等のご提出をお願いさせていただくことがあるものの、提出が困難な場合等においても、直接お伺いしたことや現地で事業活動を拝見することで知り得た定性的な要因も、総合的かつ積極的に活用させていただき、できる限り柔軟な対応をまいります。
		その他	食品表示法に基づく食品表示基準が平成27年4月に施行されている。平成32年3月末までは経過期間があるが、製造所固有記号を使用する場合でも、消費者は購入した商品についてどこの企業、事業所が製造・加工したかがわかるようになっている。この改正に伴い県内でOEM生産により食品加工を行う企業の元請企業からの取引中止、県内工場で自社ブランド製品を製造する企業の売上減少など、新たな風評被害発生により損害が生じた場合には柔軟に対応すること。	<東京電力> ご指摘の基準変更も含め、本件事故と相当因果関係のある損害が発生した場合には、ご事情を丁寧にきめ細かくお伺いしたうえで、実態に応じて適切に対応させていただきます。
		その他	一括賠償後においても、引き続き風評被害等原子力発電所事故と相当因果関係が認められる減収をこうむっている事業者に対しては損害賠償を継続すること。	<東京電力> やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過したとお申し出がある場合には、支援施策等の利用状況等も踏まえ、個別にご事情を丁寧にきめ細かくお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払いさせていただきます。
		その他	今回の「農林業にかかる今後の損害賠償について(案)」においては、損害がある限りは賠償を継続することが明記され、また、その方式についても関係者の意見を踏まえたものとするとしている。商工業等についても、損害がある限り賠償するという方針及びその方法についても農林業並みに緩和することを明確にすること。	<東京電力> 商工業に係る損害賠償においても、損害がある限り賠償するという方針に変更はなく、引き続き損害の実態に合わせて適切に賠償をお支払させていただきます。 なお、商工業者さまにおきましては、業種業態は多岐にわたり、また同一業種であっても規模や事業内容等により損害が発生している状況等は異なると考えられることから、ご請求者さまから損害が発生している具体的なご事情を丁寧にきめ細かくお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払いさせていただきます。
2	福島県行政書士 会	農林業 営業損害	農林業者の方に不利益が生じないように、年間逸失利益の算定を納得のいく様にしていただきたい。	<東京電力> 年間逸失利益(期待所得)の算定にあたっては、原則として直近請求時の算定基礎額を用いることとしております。直近請求時の算定基礎額となる逸失利益(期待所得)が、農林業者さまの損害の実態を適切に反映していない場合には、個別にお伺いさせていただいたうえで、適切に対応させていただきます。

3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

NO.	団体名	項目	意見	回答
1	福島県牛乳協会	その他	営業の風評被害は県外市場で大きいことを認識して、風評の賠償基準を全売上の増減のみとするのではなく、事故に起因する出荷制限による売場喪失の回復といった視点からも考えるべきではないか。	<p><東京電力> 頂戴いたしましたご意見等も踏まえ、被害の実態に即した賠償が行えるよう、農林業者のみなさまの実情を丁寧にお伺いしながら、真摯に対応させていただきます。</p>

4 労働関係

NO.	団体名	項目	意見	回答
1	福島県労働組合総連合	農林業 営業損害	私たちは、素案に対し、①福島県が発表している農林業関係のデータからも、損害賠償の終期を論じる段階にはないこと、②素案と同様の考え方で行われている商工業者に対する営業損害賠償では、「2倍相当」が支払われず、値切り、打ち切りが行われていることを指摘し、これまでどおりの賠償の継続を求めた。見直し案においても、「なぜ3倍相当なのか」という新たな疑問がわくとともに、素案の段階で抱いた不安、とくに打ち切りへの不安は払しょくできない。よって、これまで通りの賠償を継続しながら、さらに農林業者をはじめ広く県民の声を聞いてすすめることを求める。	<p><東京電力> 素案に対しましては、農林業関係者の皆さまから、避難指示・出荷制限等に係る賠償については、営農再開に向けた環境が十分に整っていない事や避難先等での営農再開には相当な期間を要すること等から、「2倍相当額」の見直しを求める旨のご意見等を頂戴いたしました。 こうした中、自由民主党東日本大震災復興加速化本部長から、避難指示区域内等に係る損害賠償額について、「2倍相当額」を「3倍相当額」に見直すようご指導を頂いております。 これらを踏まえ、避難指示・出荷制限等に係る賠償については、平成29年1月以降の損害として年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払いするものとさせていただきます。 また、3年後以降も、一方的な打ち切りとはならないよう、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。</p>
		その他	福島県に対する要望。素案ならびに見直し案は、商工業者に対する営業損害賠償と同様の考え方が示されている。商工業者に対する損害賠償では、昨年7月時点の賠償を基礎に、「2倍相当」を支払う、「損害のある限り賠償を継続する」という内容であったが、実際に起きていることは、昨年7月時点の賠償額が認められない、認められたとしても「2倍相当」が払われないなど損害賠償の値切り、打ち切りである。県は商工業者に対する損害賠償の実態を掌握し、その検証をふまえて対応すべきである。拙速な合意はしないことを求める。	<p><県> 農林業に係る今後の営業損害の賠償につきましては、原子力損害対策協議会の要望・要求を踏まえ、一定の見直しがなされたものと受け止めております。 東京電力においては、全体会議で出された意見を含め、構成員から寄せられた意見を真摯に受け止め、損害がある限り賠償を行うことを基本に、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきと考えております。</p>

5 教育・文化関係

NO.	団体名	項目	意見	回答
1	福島県私学団体 総連合会	その他	今回の議事は農林業に関するものであり、農林業の意見が反映されるべきである。 農林業以外の業界としては、「損害がある限りは賠償すべき」という意見は当然のことと考える。	<東京電力> 弊社といたしましては、損害のある限り賠償するという方針に変更はなく、加えて、農林業者さまの営農・営林再開に向けたご努力を今後とも強力に後押しするとの考え方にに基づき、引き続き、適切に賠償をお支払いさせていただきます。

6 市町村等

No.	団体名	項目	意見	回答
1	福島市	農林業 営業損害	1平成29年度1月以降の損害賠償案(見直し後)について ○避難指示区域外について(P3) 「平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、①本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を②農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までには確定させたいと、平成30年から適用させていただきます。」 (1)①について、判断基準や賠償基準の明記はどのようにしているか。 明記されないと不安から打ち切り感が漂う。 (2)②について、具体的にどのように対応するのか。 東電職員が農林業関係者へ出向き、しっかりと状況を把握してほしい。	<東京電力> (1) 平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで確定してまいります。そのため、現時点では判断基準や賠償基準そのものを明記することはできませんが、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえ、遅くとも平成29年末までには確定させたいと、平成30年から適用させていただきます。 (2) 弊社といたしましても、実態に即した賠償を行うため、農林業関係者さまにお話をお伺いし、農林業者さまのご被害の状況をしっかりと把握させていただくことが必要であると認識しております。そのうえで、農林業関係者の皆様のご意見も伺いながら内容を確定させていただきます。
		その他	2出荷制限に係る事項 (1)本市で出荷が制限されている「ゆず」について、今後農業者から改植や転作の話があった場合、経費や賠償はどうなるのか。 (2)「本市で出荷が制限されている「山菜類(たけのこ、たらのめ、こしあぶらなど)やゆず」は、原発事故に起因する出荷制限ではあるが、賠償手続を諦めてしまい請求していない農業者がいるが、このような方へもしっかり対応してほしい。	<東京電力> (1) 改植や転作にかかる追加的費用につきましては、被害の実態を踏まえ、必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。 また、出荷制限指示等対象品目を生産されていた農林業者さまにつきましては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払いさせていただくとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合、その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。 (2) 頂戴いたしましたご意見等も踏まえ、被害の実態に即した賠償が行えるよう、農林業者のみなさまの実情を丁寧にお伺いしながら、真摯に対応させていただきます。

No.	団体名	項目	意見	回答
2	会津若松市	農林業 営業損害	当初案の見直しの要請に対し、実際に生じた損失を支払う現行方式を1年間延長したことは評価する。 避難指示区域外における平成30年以降の風評賠償の具体的内容については、農林業関係者の意見を踏まえた上で確定させることが示されているが、農林業者においては、風評被害による農林産物の市場価格の低下が固定化しているにもかかわらず、賠償が一方向的に打ち切られることに対する懸念が強いことから、今後の制度設計にあたっては、誠意をもって対応すること。	<東京電力> 頂戴いたしましたご意見等も踏まえ、被害の実態に即した賠償が行えるよう、農林業者のみなさまの実情を丁寧にお伺いしながら、真摯に対応させていただきます。
3	須賀川市	農林業 営業損害	見直し案では、避難指示区域外における風評被害については平成29年も現行の賠償方式を継続することとしたが、農林業の風評被害は当面は継続するとの認識を明確にしたうえで、平成30年以降も現行の賠償方式を継続するべきである。	<東京電力> 避難指示区域外における風評損害については、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までに内容を確定させたいと考えています。
		農林業 営業損害	農林業に係る営業損害については、依然として出荷制限や風評により県内全域で被害が発生している状況と農林業関係者の意見をしっかりと踏まえたうえで、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方について早期に示すこと。	<東京電力> 避難指示区域外における風評損害については、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までには確定させたいと考えています。
		その他	水田等におけるカリ肥料散布に係る経費の損害賠償について、提出書類の作成が困難なことから請求が進んでいない状況にある。事業実施主体が速やかに請求できるよう書類の簡素化等を強く要望する。	<東京電力> 頂戴いたしましたご意見等も踏まえ、引き続き、ご請求手続きの簡素化も検討してまいります。適切な賠償を行う上では、ご事情を丁寧にお伺いしつつ、一定の資料のご提出もお願いせざるを得ないことはご理解賜れば幸いです。
		その他	固定資産税・都市計画税の税収減について、直接交渉に応じること。 特に、原子力損害賠償紛争審査会で明確に賠償対象としている、目的税の都市計画税については、直ちに直接交渉に応じるべきである。	<東京電力> 今般お尋ねのありました土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等」といいます。)の税収減につきましては、中間指針において「法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある上、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまることから、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害等と同視することはできない」として、「特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められない」とされており、原則として賠償の対象とならないものと考えておりますが、引き続きご事情をお伺いさせていただきたいと考えております。

No.	団体名	項目	意見	回答
3	須賀川市	その他	職員対応費(超勤)にかかる「押し出し時間外の特例」について、平成24年度以降についても、原発事故対応による超勤が増加しているため、特例を継続して適用し賠償に応じるべきである。	<p><東京電力> 就業時間内に本件事故起因による業務を行った場合の人件費については、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に賠償対象業務を実施したことにより、賠償対象業務以外の業務を就業時間外で実施した場合のいわゆる「押し出し時間外」につきましても、具体的なご事情をお伺いたうえで、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>
4	南相馬市	農林業 営業損害	避難指示・出荷制限等に係る損害賠償の平成29年1月以降の年間逸失利益の3倍一括賠償において、営農再開によって得られた収入を、「特別の努力」により得られた収入であるとして、年間逸失利益から控除しないことを明示すること。	<p><東京電力> 避難指示・出荷制限等に係る賠償においては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払いさせていただきます。 3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。なお、その際の損害の超過額の算定に当たりましては、実際の損害額を用いて算定させていただきます。</p>
		農林業 営業損害	営農の再開を断念した者で、再開の断念が原発事故に起因すると認められる者については、年間逸失利益の2倍にとどまらず、営農の継続が可能であると考えられる期間分(3年なら3倍、5年なら5倍)の損害賠償をすること。	<p><東京電力> 農林業者さまの状況や今後のご選択、想定される損害にかかわらず、一定のまとまった金額を早期にお支払いし、損害の解消にお役立てさせていただきたいと考え、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払いさせていただきます。 そのうえで、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。</p>
		農林業 営業損害	避難指示・出荷制限等に係る損害賠償及び、風評被害に係る損害賠償、それぞれについて原発事故と損害の発生との相当因果関係の具体的な判断基準及び、相当因果関係が認められる具体的な類型(統計的に福島県産作物の売り上げが減少している品目の生産業者であること等)を示すこと。	<p><東京電力> 現時点では判断基準や類型についてしめすことはできませんが、避難指示・出荷制限等に係る賠償においては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払させていただくとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。 また、避難指示区域外においては、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までに内容を確定させたいと、平成30年から適用させていただきます。</p>

No.	団体名	項目	意見	回答
4	南相馬市	農林業 営業損害	避難指示・出荷制限等に係る賠償については、今後、原発事故と相当因果関係のある損害が発生し、その損害額が年間逸失利益の3倍を超えたときは、超過分の賠償をすること。 風評被害に係る損害賠償については、平成30年1月以降も、原発事故と相当因果関係のある損害が発生し続ける限り賠償を継続すること。	<p><東京電力> 避難指示・出荷制限等に係る賠償においては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払させていただくとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。</p> <p>避難指示区域外においては、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までに内容を確定させたいと考えています。</p>
		その他	東京電力は原発事故に伴い、市が行うことを余儀なくされた農業の復旧・復興策のために独自に負担した費用に対する賠償をすること。	<p><東京電力> 地方公共団体さまからいただいたご請求につきましては、ご事情を丁寧にお伺いし、本件事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。</p>
5	伊達市	農林業 営業損害	農林産物の風評被害による価格下落等が続いている限り、損害賠償は継続して支払うことをお願いします。	<p><東京電力> 避難等対象区域外における風評損害については、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までには確定させたいと考えています。</p>
		農林業 営業損害	平成30年以降の損害賠償請求は、個別の対応という報道がありましたが、多くの農林業者はJAを通じて団体請求を行っており、個人対応では判断できない方も実在しますので、団体請求の継続をお願いします。	<p><東京電力> 農業者さまの賠償請求に当たり、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会さまなどには、多大なご協力を頂戴していると認識しておりますところ、大変恐縮ではございますが、引き続き、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会さまなど団体さまのご協力を賜りたいと考えております。</p>
		その他	米の全量全袋検査やあんぼ柿非破壊検査にかかる経費については、地域の実情に応じ、引き続き損害賠償をお願いします。	<p><東京電力> 事業に支障が生じたために負担した追加的費用につきましては、被害の実態を踏まえ、必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。</p>

No.	団体名	項目	意見	回答
6	大玉村	農林業 営業損害	風評被害や買いたたきの実態が続く限り、農林関係者が納得するかたちでの損害賠償を継続すること。 また、損害賠償請求の手続きを簡素化し、農業者関係者のさらなる負担とならないよう対処すること。	<p><東京電力> 避難指示区域外における風評損害については、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までには確定させたいと、平成30年から適用させていただきます。</p> <p>なお、相当因果関係の確認にあたっては、できる限りご請求者さまにお手間をかけないように実態をお伺いしたうえで、適切にお支払いさせていただきます。</p>
7	南会津町	農林業 営業損害	当町においても林産物の出荷制限等が継続している。平成30年以降は事故との相当因果関係の判断による賠償案では、判断の基準等が不透明であり、賠償打ち切りにつながる。被害があり、被害を受けている者がいる限り賠償を行うことが当然である。	<p><東京電力> 弊社といたしましては、損害のある限り賠償するという方針に変更はなく、出荷制限指示等対象品目を生産されていた農業者さまについては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払いさせていただくとともに、3年後以降、営農・営林再開後も収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。</p> <p>また、出荷制限指示等の継続により元の耕作地等で同一作物の生産ができない場合には、転作や移転再開する場合も含め、相当因果関係のある損害を賠償させていただきたいと考えております。移転再開・転作・転業等による損害の回避・軽減が困難なご事情がある場合は、個別にお伺いさせていただき適切に対応させていただきます。</p>
8	北塩原村	農林業 営業損害	農林業者の現状、意見をよく確認して農林業の衰退がないよう実施してほしい。	<p><東京電力> 弊社といたしましては、避難等対象区域外における風評損害については、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、御指摘のように、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までには確定させたいと、平成30年から適用させていただきます。</p>
9	猪苗代町	農林業 営業損害	農林業関係者の意見を聞いて、避難指示区域内の損害賠償額を「2倍相当額」(2年分一括)から「3倍相当額」(3年分一括)に見直したが、基本的な背景には、事務の簡素化と共に早期に損害賠償を打ち切りたいとの想いが見える。	<p><東京電力> 弊社といたしましては、損害のある限り賠償するという方針に変更はなく、加えて、営農者の方々の再開に向けたご努力を今後とも強力に後押しするとの考え方にに基づき、引き続き、適切に賠償をお支払いさせていただきます。</p>
		農林業 営業損害	避難指示区域外の平成30年以降の風評賠償については、「因果関係の判断基準や賠償基準を確定させたい」としているが、基準を設ける場合農林業者の立場に立った対応を願いたい。	<p><東京電力> 避難指示区域外における風評損害については、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までには確定させたいと、平成30年から適用させていただきます。</p>

No.	団体名	項目	意見	回答
9	猪苗代町	農林業 営業損害	損害賠償を請求するにあたり、農林業者に過度の負担とならない対応と事務の効率化・簡素化を望む。	<東京電力> 相当因果関係の確認にあたっては、できる限りご請求者さまにお手間をかけないように実態をお伺いしたうえで、適切にお支払いさせていただきます。
10	昭和村	農林業 営業損害	風評被害の根源である福島第一原子力発電所事故の早期完全収束。完全収束まで現行の損害賠償を求めます。	<東京電力> 避難指示・出荷制限等に係る賠償においては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払させていただくとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。 避難指示区域外においては、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたくうえで、遅くとも平成29年末までに内容を確定させたくうえで、平成30年から適用させていただきます。
11	棚倉町	農林業 営業損害	加害者として、今後も農林水産物生産者等に対しては、被害者側の立場に立った賠償を3年間ではなく、明確に継続するようお願いしたい。	<東京電力> 農林業者さまに係る賠償につきましては、避難指示・出荷制限等においては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払いさせていただくとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。 避難指示区域外においては、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたくうえで、遅くとも平成29年末までに内容を確定させたくうえで、平成30年から適用させていただきます。 なお、漁業者さまに係る今後の賠償につきましては、現在、漁業関係者さまの実情をお伺いしているところであり、引き続きご事情を丁寧に伺いさせていただきます。
		農林業 営業損害	損害賠償請求に係る手続きについては、農家等の負担にならないよう簡素化を図ること。	<東京電力> 相当因果関係の確認にあたっては、できる限りご請求者さまにお手間をかけないように実態をお伺いしたうえで、適切にお支払いさせていただきます。

No.	団体名	項目	意見	回答
11	棚倉町	その他	県内は森林面積が多いため、森林部の除染を実施すること。	<p><国> 森林の放射性物質対策については、平成28年3月の「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」(復興庁、農林水産省、環境省)に基づき、関係省庁連携して取組を進めているところです。 なお、平成28年12月の「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」においても、損害がある限り賠償するという方針の下、農林業の風評被害が当面は継続する可能性が高いとの認識に基づき、引き続き適切な賠償が行われるよう、国は東電に対して指導を行うこととしています。</p>
12	広野町	その他	風評被害が継続する限り損害賠償を継続すべきである。	<p><東京電力> 避難指示区域外における風評損害については、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までには確定させたいと、平成30年から適用させていただきます。</p>
13	大熊町	農林業 営業損害	今回の見直し案について、P4に「3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆様のご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。」とあるが、当町は、町民の96%の居住する区域が帰還困難区域であり、長期に渡る避難が予想されることから、避難指示が継続している場合の取扱いについて明確に示してほしい。	<p><東京電力> 3年後以降も、避難指示が継続しており、休業を余儀なくされている農林業者さまについては、個別に休業の理由を丁寧にお伺いさせていただき、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきたいと考えております。</p>
14	浪江町	農林業 営業損害	今回示された賠償案において、「損害がある限り賠償する方針」が明確に示され、見直しがなされたことに対しては、一定程度の評価をする。 しかしながら、当町においては、復興組合が設立され、農地保全に向け、町民が懸命な努力を続けているものの、農業施設の復旧工事は、ようやく1割程度が着手された状況にあり、物理的にも、営農再開までには相当期間を要する。 したがって、3年後以降の賠償については、営農再開の状況、農林業固有の事情、風評被害など、実態を踏まえた適切な賠償を強く求める。	<p><東京電力> 避難指示・出荷制限等に係る賠償につきましては、平成29年1月以降の損害として年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払するとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。</p>
		その他	商工業者の営業損害、就労不能損害について、「損害がある限り賠償する方針」に従い、あらためて、適切に賠償するべきである。	<p><東京電力> 弊社といたしましては、損害がある限り賠償するという方針に変更はなく、ご指摘の商工業者さまの営業損害、就労不能損害を含め、引き続き適切に対応してまいります。</p>

No.	団体名	項目	意見	回答
14	浪江町	その他	精神的損害等の相当期間について、中間指針においては「1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するもの」とされており、東京電力は、6年を超える長期避難後の解除の状況を踏まえ、適切に判断すべきである。 また、原子力損害賠償紛争審査会においては、「相当期間については、各地域のいろいろな事情を踏まえて議論することがあり得る(第38回)」とされたとおり、現地調査等により長期避難の状況を把握され、議論されることに期待する。	<p><東京電力> 弊社といたしましては、精神的損害につきましては、平成27年6月の閣議決定の内容を踏まえ、本件事故から6年後に避難指示が解除される場合と同等のお支払いをしておりますところ、引き続き避難指示解除や復興に向けた取り組み等について、できる限りのご協力をしてまいります。</p> <p><国> 原子力損害賠償紛争審査会においては、避難指示解除等の被災地の実情について、現地視察等により適切にフォローアップしているところです。 文部科学省としては、引き続き、地元の声に十分に耳を傾けていただく機会を作るなど取り組んでいきます。</p>
		その他	財物賠償について、既に避難指示解除の見込時期を超えており、除染の状況を踏まえると、避難が6年を超え全損扱いとなることは明らかである。 そのため、東京電力に対しては、賠償残分の1/6について現段階から準備を進め、平成29年3月11日到来後速やかに支払うことを求める。	<p><東京電力> 頂戴いたしましたご意見等も踏まえ、できるかぎり早急にお支払いの手続きを開始できるよう対応してまいります。</p>
15	葛尾村	農林業 営業損害	3年一括支払いは示されたが、森林の未除染と風評の影響が大きく、農林業が再開し原子力事故による被災前の状況に戻るにはさらに長期間を要する事業者も確実にいると想定される。そのため、3年一括払い以降の個別の賠償について明確な方針を示し真摯に対応することを要望する。	<p><東京電力> 避難指示・出荷制限等に係る賠償につきましては、平成29年1月以降の損害として年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払するとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。</p>
		その他	商工業者については帰還を推進するインフラの一翼を担う重要な役割を果たしており、多くの住民が帰還する前に経営をするには非常に厳しい状況である。そのため、個別の賠償が復興には欠かせないものとする。よって、再開をした商工業者の個別損害賠償について明確な方針・基準を示し真摯に対応することを要望する。	<p><東京電力> 商工業者さまにおきましては、業種業態は多岐にわたり、また同一業種であっても規模や事業内容等により損害が発生している状況等は異なると考えられることから、一律にお示しすることは困難でございますが、農林業者さまと同様に、本件事故と相当因果関係が認められる損害が、一括賠償額を超過した場合には、ご請求者さまから損害が発生している具体的なご事情を丁寧なきめ細かくお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払いさせていただきます。</p>
		その他	自治体の賠償請求について支払いの進捗が思わしくなく、また、財物の賠償については明確な指針が示されていないなどの問題がある。加害者である東京電力の積極的な賠償の推進を求める。	<p><東京電力> 地方公共団体さまからの賠償請求に対しては、現在、賠償の具体的な算定基準が策定できた損害項目から賠償金ご請求の受付を開始し、早期お支払いに向けて取り組んでいるところでございます。また、それ以外の項目についても、請求いただいた場合には、引き続きご事情を伺いながら真摯に対応してまいります。このため、賠償項目によっては、時間を要しているものもございしますが、大変申し訳ございませんがご理解賜りますようお願いいたします。</p>

No.	団体名	項目	意見	回答
16	福島県市長会	農林業 営業損害	国による営農再開支援や風評払拭に向けた取組みに対し、積極的に協力する姿勢を明確にするとともに、東京電力が主体的に取り組むことについても明示すべき。	<p><東京電力> 弊社といたしましても、賠償のみで風評被害の問題が改善されるものではなく、国等の風評対策等の支援策との連携が重要であると考えております。また、この点については、平成28年12月20日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」においても、風評対策を強力に推進すること等が謳われており、弊社といたしましても最大限協力してまいりたいと考えております。</p>
		その他	<p>○放射線に関する正しい知識の普及及び積極的な情報発信 風評払拭のため、放射線による健康影響について、国の責任と判断において、明確な基準を早急に示すこと。 幅広い年齢層において放射線に関する正しい知識の習得が図られるよう、国を挙げて放射線教育に取り組むこと。 全国市長会で福島第一原子力発電所を視察し、現状を理解頂いたが、当県の現状について、国民の間の理解が進んでいないことから、国において積極的な情報発信を行うこと。</p>	<p><国> 健康管理に関して、国としては、福島県が造成した基金(県民健康管理基金)に782億円の交付金を拠出するとともに、福島県に財政的・技術的支援や県民健康調査に携わる人材育成への支援を行っているところです。また、環境省の開催した専門家会議の中間取りまとめでは、放射線による健康影響について、「今回の事故による放射線被ばくによる生物学的影響は現在のところ認められておらず、今後も放射線被ばくによって何らかの疾病リスクが高まることも可能性としては小さいと考えられる」とされています。今後も、必要な施策に取り組んでまいります。</p> <p>文部科学省では、住民の方々の放射線や放射性物質への不安に応えるため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における、放射性物質のモニタリングデータのHP上での網羅的な公表、放射性物質の環境動態研究等により得られた科学的知見のHP上での解説(Q&A)、「放射線に関するご質問に答える会」の開催等のリスクコミュニケーション活動等の取組を推進しています。 また、量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所において、放射線に関する講習会等の開催や専門家の派遣などを行い、国民の科学的理解の向上に取り組んでいます。 加えて、学校教育においても、児童生徒が、放射線についての知識を科学的に理解し、科学的に行動することができるよう、放射線教育の充実を図ってまいります。</p> <p>復興庁では、復興大臣の下で「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、風評対策に政府一体となって全力で取り組んでいます。10月7日開催の同タスクフォースにおいても、より一層、正確で効果的な情報発信に努めるよう復興大臣から関係省庁に指示しました。 放射線影響に関する情報発信に関係省庁が連携して施策を推進する体制作りに取り組んでいるところです。 風評払拭のため、福島県産品の安全性等について、正確な情報を発信していきます。その際、新聞、テレビ、インターネット等、国民に対する訴求効果の高い媒体を活用することを検討していきます。</p> <p>経済産業省では、動画「福島の今」を作成しており、HP等を通じて広く国民に情報発信しています。 福島の現状についての理解が促進されるよう、引き続き積極的な情報発信を行ってまいります。</p>

No.	団体名	項目	意見	回答
16	福島市長会	その他	○有害鳥獣による農作物被害防止対策 原子力発電所事故に伴い広域化かつ深刻化していることから、国と県とが連携して対策を強化すること。	<p><国> 福島県においては、被災者の避難等に伴い、野生鳥獣の生息域が拡大し、生息数も増加していると考えられることから、農作物被害の防止・営農再開等のためには、鳥獣被害対策を一層推進していくことが重要だと認識しています。 このため、農林水産省では、全国を対象とした鳥獣被害防止総合対策交付金に加え、県内の旧警戒区域等を対象とした福島県営農再開支援事業等により、福島県や市町村が行う捕獲機材の購入、侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の焼却施設の整備等に対して支援しています。 また、環境省においても、帰還困難区域等におけるイノシシやアライグマ等の捕獲事業を実施しているほか、福島県がイノシシの捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲等事業に対して支援しています。 引き続き、関係省庁と福島県が連携し、被害対策を推進してまいります。</p>
17	福島県	農林業 営業損害	商工業等と農林業、どちらの損害賠償に当たっても、昨年6月7日の福島県原子力損害対策協議会全体会議において確認されたとおり、①損害がある場合については、当然、賠償を継続する、②損害の範囲を幅広く捕らえ、相当因果関係を確認する場合でも簡易な手法で柔軟に行うなど、事業再開につながる十分な賠償を確実にを行う、を厳守すること。	<p><東京電力> 商工業、農林業のいずれにおきましても、損害がある限り賠償するという方針に変更はなく、引き続き、適切に賠償をお支払いさせていただきます。 また、相当因果関係の確認におきましては、ご請求者さまに証明書類等のご提出をお願いさせていただくことがあるものの、提出が困難な場合等においても、直接お伺いしたことや現地で事業活動を拝見することで知り得た定性的な要因も、総合的かつ積極的に活用させていただくなど、できる限り柔軟な対応をさせていただきます。</p>
		農林業 営業損害	一括賠償後の損害や追加的費用の算定にあたっては、損害について幅広くとらえ、柔軟に対応すること。	<p><東京電力> 避難指示・出荷制限等に係る賠償につきましては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払させていただくとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。 避難指示区域外においては、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえううえで、遅くとも平成29年末までに内容を確定させたいと、平成30年から適用させていただきます。 事業に支障が生じたために負担した追加的費用については、必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。</p>

No.	団体名	項目	意見	回答
17	福島県	農林業 営業損害	<p>林業関係団体より以下のような意見が聞かれる。</p> <p>①風評被害に関する賠償だけでなく、営林そのものが出来ない状態にある森林組合への賠償についても適切に対応すること。</p> <p>②個別対応による東電との交渉で、意に沿わない賠償を迫られることのないよう、引き続き協議会を通して賠償する現行枠組みを継続すること。</p> <p>③林業者の不安が払拭されるよう対応すること。</p>	<p><東京電力></p> <p>① 森林組合さまへの賠償につきましては、個別のご事情を丁寧にお伺いし、適切に対応させていただきます。</p> <p>② 農業者さまの賠償請求に当たり、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会さまなどには、多大なご協力を頂戴していると認識しておりますところ、大変恐縮ではございますが、引き続き、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会さまなど団体さまのご協力を賜りたいと考えております。</p> <p>③ 避難指示・出荷制限等に係る賠償においては、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払させていただくとともに、3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。</p> <p>避難指示区域外においては、平成29年から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続しつつ、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までに内容を確定させたいと考えて、平成30年から適用させていただきます。</p>